

医家向け医療機器の広告に関する一般的ルール

1. 一般人向けに医家向け医療機器の広告を行うのは不可
但し、以下のものは例外
 - (a) 体温計
 - (b) 血圧計
 - (c) コンタクトレンズ、カラーコンタクトレンズ
 - (d) AED（自動体外式除細動器）
 - (e) 老眼鏡

2. 家庭用医療機器は問題なし